

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年12月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	平成28年5月20日 10時00分ごろ
発生場所	北海道伊達市伊達港南南東方沖 伊達港南防波堤灯台から真方位144° 2.4海里付近 （概位 北緯42° 25.8′ 東経140° 53.4′）
インシデントの概要	プレジャーボートIchiroは、釣りをして漂流中、主機を始動することができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年5月20日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Ichiro、5トン未満（長さ5.37m）
船舶番号、船舶所有者等	202-4694 北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 霧、風 なし、視界 不良 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、北海道室蘭市室蘭港を出港し、伊達港南南東方沖において主機を停止して漂流し、釣りを始めた。</p> <p>本船は、船長が、釣り場を移動する目的で主機を始動しようとしたが、始動しなかったため、主機、燃料油量等の点検後、主機の始動を試みたものの、始動できず、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、公益社団法人日本水難救済会に所属する船に発見され、同船にえい航されて帰港した。</p> <p>本船は、帰港後、バッテリーを交換したところ、主機を始動することができた。</p> <p>船長は、バッテリーを交換して主機が始動したことから、使用していたバッテリーの経年劣化による過放電であると本事故後に思った。</p> <p>本船は、年間6回ぐらい使用しており使用するごとに主機の自主点検を行っていた。</p> <p>船長は、本インシデントの前日に主機の点検を行っていたが、バッテリーの点検は行っていなかった。</p>
分析	<p>本船は、伊達港南南東方沖において漂流中、船長が主機を始動しようとした際、バッテリーが過放電していたことから、主機を始動することができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船のバッテリーは、出港時、経年使用で劣化して容量が低下し、過放電気味であった可能性があると考えられる。</p>

<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、伊達港南南東方沖において漂泊中、船長が主機を始動しようとした際、バッテリーが過放電していたため、主機を始動することができなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 発航前、バッテリーの電圧、液量、液比重等を確認し、適切に充電されているかどうかを確認すること。</li><li>・ 充電できなくなったバッテリーは交換すること。</li><li>・ 充電された予備のバッテリーを所持して発航することが望ましい。</li></ul>